

石垣市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市国民保護協議会条例（平成22年石垣市条例第17号）第7条の規定に基づき、石垣市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、会長は会議開催の場所及び日程並びに会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(異動等の報告)

第4条 委員が、所属機関において異動等があったときは、その委員の後任者等は、直ちに異動等に係る委員の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第6条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3) 会議の経過の概要

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、石垣市総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。